

介護保険指導室関係

1 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

(1) 業務管理体制に関する監督

昨年の通常国会で成立した介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成21年5月1日施行）により、新たに介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県、市町村に事業者の本部等への立入権限が付与されたところである。各事業者における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の再発防止と適正な介護事業運営が確保されるためには、事業者自ら適切な業務管理体制の整備・改善を図っていくことが最も重要であるが、また、国、都道府県及び市町村も事業者への業務管理体制の整備・運営状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していく必要がある。

業務管理体制に関する監督業務の詳細については、別途「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」等によりお示しする予定としているが、その基本的考え方、実施手続き等は概ね以下のとおりであるので、了知されたい。

ア 検査の基本的考え方

(ア) 検査の目的

事業者の業務管理体制の整備状況を確認し、行政処分を受けるような不正行為の未然防止に資することにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。

(イ) 検査の視点

- 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものであることを前提に、事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか、また、その運用状況の確認を行う。
- 確認にあたっては、事実を的確かつ客観的に把握し、問題点が認められた場合には、事業者と十分に意見交換を行い、事業者の理解や認識を確認するプロセスを経

て、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り、法令等遵守に取り組まれるよう意識付けを行う。

- なお、指定介護サービス事業所等（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発覚した場合については、当該指定事業所等を運営する事業者の本部等に立ち入り、業務管理体制を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

イ 検査等の実施手続き等

（ア）一般検査

届出のあった業務管理体制について、整備・運用状況を確認する。

（イ）特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、当該指定事業所等を運営する事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

（ウ）行政措置等

① 改善勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

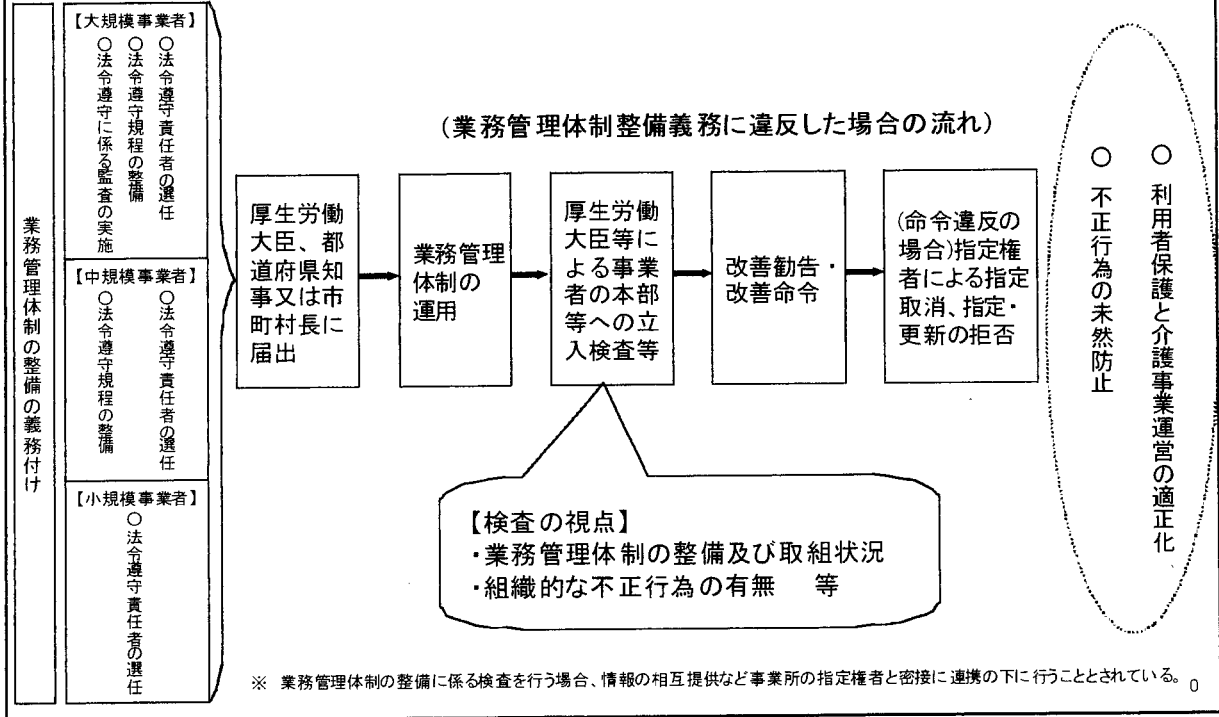
② 改善命令

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

- ③ 上記の命令に違反したときは、当該違反の内容及び介護保険法に基づく命令に違反したものとして、指定事業所等の指定等取消又は指定（許可）・更新の拒否に該当する旨、関係する都道府県・市町村に通知する。

介護サービス事業者に係る監督事務の流れ(案)

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。



ウ 行政機関毎の連携強化

法施行後においては、「指定事業所等」の指定等権者と「事業者」の業務管理体制に関する監督権者が異なる場合があることから、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になる。このため国、都道府県及び市町村間での情報共有や情報提供について十分配慮願いたい。

(2) 業務管理体制データ管理システム(仮称)の整備

ア システム整備の趣旨

事業者の情報については、現在、指定事業所等の単位で管理・把握しているのみであり、法人単位でのデータは存在しない。

また、業務管理体制の整備及び届出については、①事業者の事業規模により整備すべき業務管理体制の内容が異なること、②指定事業所等の事業展開地域により届出先

(国、都道府県、市町村)が異なることから、国、都道府県、市町村において、業務管理体制に関する届出の受理及び監督業務を適切に実施するためには、全国的な事業者単位でのデータ管理が必要となる。

このため、国において、平成21年度予算(案)によりデータ管理のためのシステムの整備を行うこととしている。

イ 業務管理体制データ管理システムの概要

各都道府県において、指定事業所等の指定情報を管理している「事業所台帳システム」から、既存の「介護事業者及び介護支援専門員管理システム」を通じて、指定事業所等の開設者名や事業所所在地等の情報を集約し、

○事業者データの管理

○業務管理体制に関する監督権者別、事業者規模別の分類

○業務管理体制に関する届出状況等の管理

を行う機能を付与することとしている。

また、データ入力、閲覧については、国、都道府県、市町村で使用している業務用端末を使用する予定としている。

ウ システム稼働までの事務処理

システムが稼働するまでの間においては、国・都道府県・市町村で、業務管理体制に関する届出状況管理などの業務に活用するための暫定版事業者データを作成することとしている。

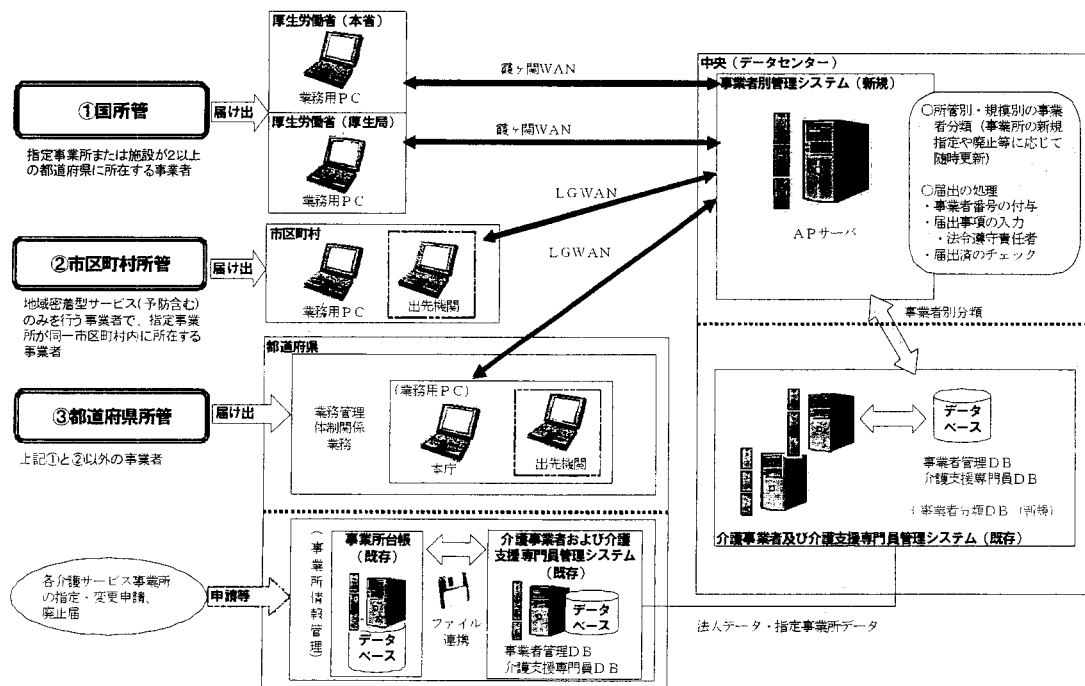
当該データの作成に関して、現在、各都道府県において確認作業をお願いしているところであるが、業務管理体制の監督業務のため必要なデータとなるため、ご協力をお願いしたい。

なお、暫定版事業者データの使用方法等の詳細については、別途担当者会議を開催し、お示しする予定としているので了知されたい。

業務管理体制データ管理システム開発等スケジュール予定

- | | |
|---|--------|
| ①事業者データの都道府県への送付、内容確認等
・事業所データの漏れのチェック等 | 1月～2月 |
| ②関係通知等発出
・5月～9月の暫定期間中の留意点
・システム概要
・①をベースに作成した届出管理表 | 3月 |
| ③担当者会議 | 3月 |
| ④システム開発 | 5月～9月 |
| 【暫定期間（法施行からシステム運用開始までの間） | 5月～9月】 |
| ⑤関係通知等発出
・システム運用関係 | 8月 |
| ⑥システム関係担当者会議 | 8月 |
| ⑦届出管理表の暫定データをシステムに移管 | 9月 |
| ⑧システム運用開始 | 10月 |

業務管理体制データ管理システム（仮称）概要図



2 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務については、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）や、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）において「指導内容について過度なばらつきが生じないように標準化に向けた措置を講じること」等の指摘をされているところである。

介護サービス事業者に対する指導監督や報酬返還請求の実施は、事業者の業務継続や利用者のサービス確保に重大な影響を及ぼすものであることから、その実施に当たっては、適切な事実確認を行った上で、統一された考え方に基づいて行われることが必要である。

このため、厚生労働省においては、指導監督業務の標準化について、現状把握や問題点の共有化を図るとともに改善方策の検討を行うため、地方自治体と意見交換を行い、検討をしてくれているところである。

その中で、既存のQ&A等の整理や現行の实地指導マニュアルの充実、指導監査の実施方法等についての国や地方自治体相互の情報の共有化を図るためのブロック会議の開催、指導監督担当職員の資質向上を図るための研修の充実等のご意見をいただいているところであり、今後、更に検討を行いつつ、事業者団体等の意見などもいただきながら指導監査の標準化に向けての方向性とスケジュール等をお示ししていきたいと考えているので、引き続き、標準化に向けた方策の検討についてご協力願いたい。

なお、平成21年度予算（案）において、地方自治体との情報共有や意見交換を行うためのブロック会議や各自治体の指導監督業務の中核職員を対象とした研修を実施するための経費を計上しているところである。

具体的な実施時期、実施内容等については、別途、お示しすることとしているので了知されたい。

(2) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平

成18年10月23日付老健局長通知)により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に十分周知いただき理解を促していただくようお願いする。

また、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の向上につながるケアの実施に係る確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」について、引き続き十分な理解・活用を図られたい。

なお、各種情報に基づく機動的な指導監督体制の確保、介護保険制度を熟知した担当者の配置など適切な指導監督を確保するための実施体制の整備について、引き続きご配慮願いたい。

(3) 行政措置を行う場合の留意点について

ア 行政措置を行う際の情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化

「介護保険法197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」(平成19年8月20日介護保険指導室長通知)にあるとおり、事業所の監査に基づき、指定の効力停止、指定等の取消の行政処分を行う際には、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

特に、今回の法改正により、業務管理体制の整備等への監督権限の付与、指定・更新の欠格事由の見直し等が行われたところであるので、これらを適切に運用するため、指定等取消処分を実施する自治体にあつては、指定等取消処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を、集団指導等を通じて周知するなど不正事案発生の未然防止に活用するようにされたい。

(4) 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、平成18年の指導監査指針の見直しにより、書面指導や「主眼事項及び着眼点」を活用したチェック・指摘型の実地指導方法を廃止し、実地指導に関するマニュアルにおいては、行動障害のある利用者等のリストの作成、各種加算等自己点検シートによる自己点検及びその内容が確認できる既存書類等の準備を求めるように改め、それ以外の新たな資料の作成は求めているなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところである。

各自治体におかれては、上記の指導方法の見直しを踏まえ、介護サービス事業者の事務負担の軽減に取り組んでいただいていると考えているが、現在でも実地指導の際に、指導指針に基づく資料以外に、人員、設備及び運営基準の状況を確認するための事前提出資料の作成を求めている場合等については、指針の見直しの趣旨を理解の上、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

(5) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日に閣議決定）により推進することとされた、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところであり、昨年7月には、具体的な実施方法について定めた「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について」を通知したところである。

各自治体においては、5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているところであるが、引き続き、平成24年までの間で、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、着実な実施をお願いします。

また、今後、監査の実施状況について、報告等をいただくこととしているので、ご協力願いたい。

(6) その他

平成21年度においても、引き続き自治体への実地ヒアリングを実施することとしているが、具体的な調整方法等については、別途お示ししたいと考えているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。